

企業年金等の資産の移換について

企業型確定拠出年金の加入者資格を取得した場合、企業年金(確定拠出年金または確定拠出年金以外の企業年金)から移換することが可能です。

移換の手続きは、本人からの申出による「任意移換」と本人からの申出によらない「強制移換」のいずれかとなります。

移換元制度		申出による移換 (任意移換)	申出によらない移換 (強制移換)
確定拠出年金	企業型確定拠出年金	指図を受けた資産	-
	個人型確定拠出年金	//	-
確定拠出年金以外の 企業年金	確定拠出年金の加入記録のみ	記録のみ移換	-
	確定給付企業年金	指図を受けた資産	-
	厚生年金基金	//	-
	企業年金基金連合会	//	-

【移換元制度が確定拠出年金の場合】⇒手続きは①参照

このうち、申出によらない強制移換(前職企業型を資格喪失後に確定拠出年金の加入者資格を取得し、任意移換をしなかった場合に適用)は、運用指図を受けない資産(未指図資産)として掛金の運用割合で指定された商品が買付されます。また、確定拠出年金の加入記録のみの場合は、本人からの申出がないと移換されません。

このため、任意移換の手続きを行わないと次のようなデメリットがあります。

<任意移換の手続きを行わないデメリット>

- 過去に保有していた資産の運用が自分の意図と異なる商品で運用される場合があります。
- 加入記録が引き継がれず、受給権の取得年齢が遅れたり、退職所得控除金額が減少して老齢給付金を受け取る際の税金が高くなったりする場合があります。

【移換元制度が確定拠出年金以外の企業年金の場合】⇒手続きは②・③参照

任意移換しない場合でも、当該制度から給付金を将来受け取ることが可能です。

任意移換する場合には、移換元制度により申出期限がありますのでご注意ください。

1. 「加入通知書兼運用指図書」のほか「移換届出書兼運用指図書」が必要です。
用紙はお勤め先の確定拠出年金担当部署からお受け取りください。
2. 個人型で拠出されている方は、個人型の運営管理機関へ「加入者資格喪失届」をご提出ください。

2 厚生年金基金・確定給付企業年金から任意移換する場合

1. 移換申出期限

以下のいずれかの移換元によって、必要な手続きの時期が異なります。

- (1) 移換元が確定給付企業年金の場合⇒前職を退職してから1年以内
- (2) 移換元が存続厚生年金基金の場合⇒前職を退職してから1年以内
- (3) 移換元が企業年金連合会の場合 ⇒確定拠出年金の加入日から3ヶ月以内

2. 必要書類

「加入通知書兼運用指図書」のほかに、

- ①「厚生年金基金・確定給付企業年金 移換届出書」【見本①】
- ②運用割合指図書(確定給付型企業年金からの移換用)【見本②】

が必要となります。現在のお勤め先の確定拠出年金担当部署から必要書類をお受け取りください。

見本①は「移換届出書」のフォーマットです。上部には「移換届出書」というタイトルがあり、申請者の氏名や住所、勤務先などの基本情報を記入する欄があります。中央には「移換届出書」の本文があり、移換の目的や金額、元金などの詳細を記入する欄が設けられています。下部には「届出書」の署名欄と捺印欄があります。

①は前職企業・厚生年金基金へご提出ください。

②は現在の勤務先の確定拠出年金担当部署へご提出ください。
(毎月の確定拠出年金の掛金と同じ運用割合とする場合は提出不要です。)

「存続厚生年金基金」とは？…厚生年金(国の年金)の老齢給付の一部を国に替わって支給する年金制度で、企業年金制度のひとつです。存続厚生年金基金の加入者は、国と基金の両方から老齢給付を受けられます。

「確定給付企業年金」とは？…将来の給付額をあらかじめ決めておき、その給付額を賄うのに必要な掛金を、予定利率や平均余命などを用いた年金数理計算により算出して、拠出する企業年金制度です。

※これらに加入していたかどうかは、前職の企業・存続厚生年金基金にご確認ください。

3 企業年金連合会から任意移換する場合

1. 移換申出期限

⇒確定拠出年金の加入日から3ヶ月以内

2. 必要書類

「加入通知書兼運用指図書」のほかに、

- (a)「中途脱退者等年金給付 等積立金 積立金移換申出書」【見本③】
- (b)運用割合指図書(確定給付企業年金からの移換用)【見本②】

が必要となります。

(a)の用紙は、「企業年金連合会」(TEL 0570-02-2666)からお受け取りください。

(b)の用紙は、現在お勤め先の確定拠出年金担当部署からお受け取りください。

見本③は「中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書(本人申出)」のフォーマットです。上部には「中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書(本人申出)」というタイトルがあり、申請者の氏名や住所、勤務先などの基本情報を記入する欄があります。中央には「移換届出書」の本文があり、移換の目的や金額、元金などの詳細を記入する欄が設けられています。下部には「届出書」の署名欄と捺印欄があります。

③は「企業年金連合会」へご提出ください。

「企業年金連合会」とは？…厚生年金基金が共同で設立した特別法人。厚生年金基金のある企業を短期で退職(概ね10年未満)された方の資産や、解散した厚生年金基金の資産を引き継いで管理を行っています。現在は、法律上「存続連合会」となっています。